

# 難病対策について

平成27年8月6日 保健所運営協議会  
宮古福祉保健所 地域保健班

# 構成

1. 難病対策

2. 平成26年度実績

3. 平成27年度予定



# 難病とは



**難病** (難病の患者に対する医療等に関する法律第1条(以下「難病法」))

- ・発病の機構が明らかでなく
- ・治療方法が確立していない
- ・希少な疾病であり
- ・長期の療養を必要とするもの

医療費助成対象

**指定難病** (難病法第5条)

難病のうち、以下の要件をすべて満たし、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定するもの

- ・患者数が本邦において一定の基準に達しないこと
- ・客観的な診断基準(又はそれに準じるもの)が確立している

# 1. 難病対策



- 「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき国が定める難病に対し
  - 医療費の助成
  - 国における難病の原因の究明
  - 治療法の開発

などに資するための事業

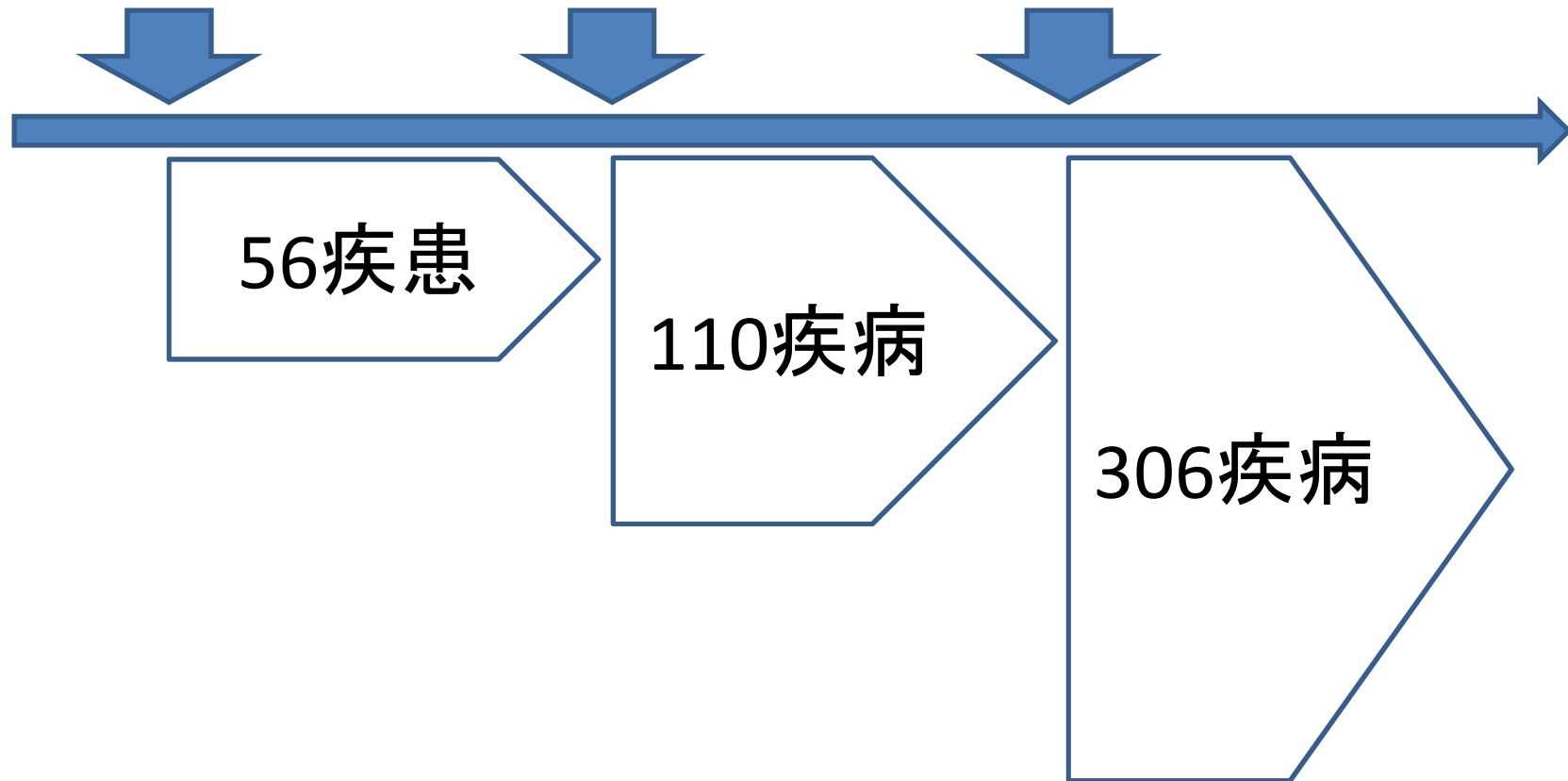
# 1. 難病対策



難病対策要綱  
特定疾患研究事業  
H21.10~

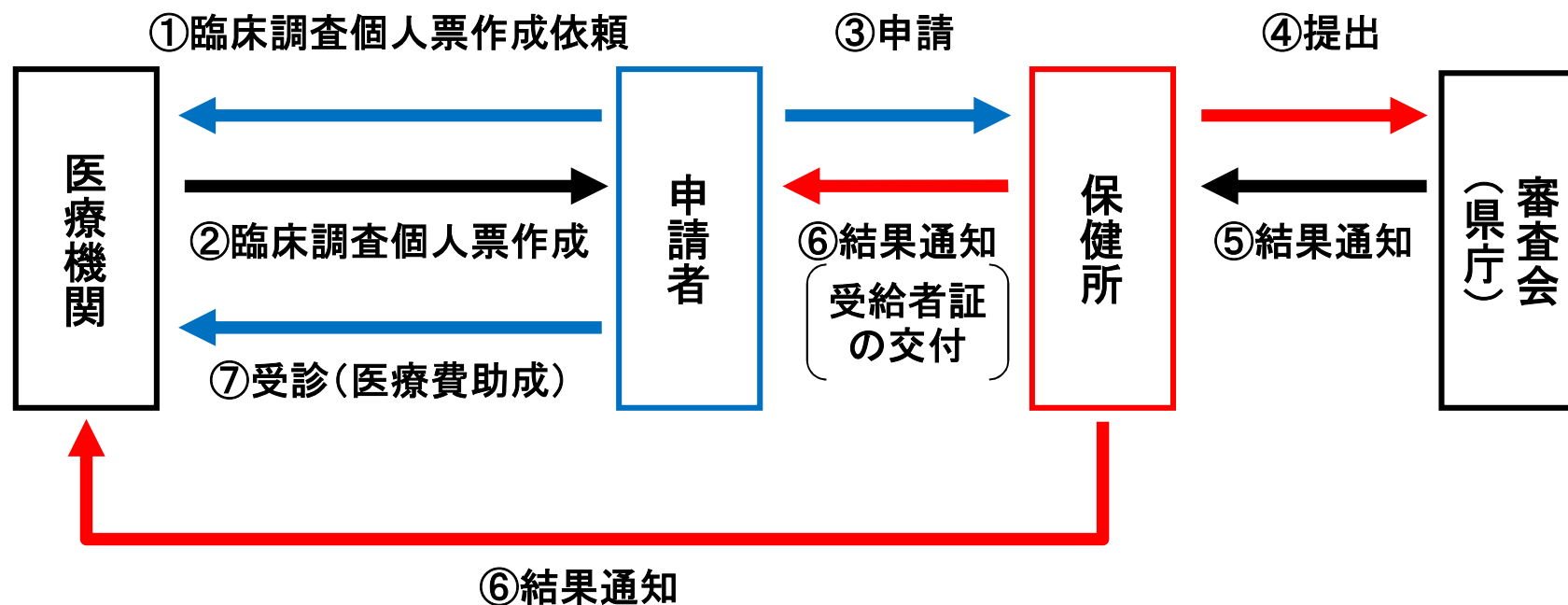
難病法施行  
(第一次)  
H27.1~

難病法施行※  
(第二次)  
H27.7~



# 資料1. 特定医療費(指定難病)の 申請から助成(受給)開始までの流れ

(③申請～⑤・⑥結果が届くまで約2ヶ月かかる)



## 資料2. 保健所で実施している事業

### 難病対策

#### ① 特定医療費助成に関する手続

- ・ 特定医療費(指定難病)受給者証交付申請書受理
- ・ 特定医療費(指定難病)受給者証交付

#### ② 難病に関する相談対応

- ・ 申請時相談(来所・電話など)
- ・ 保健師等による訪問相談

#### ③ 患者交流会

- ・ 四つ葉の会(膠原病友の会)
- ・ とうんがらの会(神経難病患者・家族会)
- ・ 網膜色素変性症患者・家族のつどい

#### ④ 難病に関する研修会

- ・ 難病患者・家族への研修会
- ・ 医療・在宅支援者への研修会

#### ⑤ 関係者との連絡会(事例検討会)





### 資料3. 受給者の状況

日常生活自立度	男	女	計
自立	102	116	218
要支援	27	24	51
一部介助	11	10	21
全介助	11	9	20
不明	9	3	12
総計	160	162	322

#### 生活状況

在宅	就学	1	3	4
	就労	60	46	106
	在宅療養	77	98	175
施設	入院	16	9	25
	入所	6	5	11
	その他		1	1
	総計	160	162	322

#### 医療的処置実施

なし	151	153	304
あり	9	9	18
総計	160	162	322

## 2. 平成26年度実績



### ②難病に関する相談対応

	実人数(人)	延人数(件)
来所相談	545	787
電話相談		412
家庭訪問	46	109
合計		1308

## 2. 平成26年度実績



### ③患者交流会

	年 月	活 動 内 容	参加者 延人数
とぅんがらの会 ( 神経難病 患者・家族会 )	平成26年度 (年6回開催)	自助グループの勉強会、 交流会、 ポールウォーキング等	49人
網膜色素変性症 患者・家族のつどい	平成26年度 (年6回開催)	専門医による医療講演 会・相談会、 自助グループの勉強会、 交流会等	47人
クローン・潰瘍性大腸炎 患者・家族のつどい	平成26年4月 1回開催	情報交流会	2人
四つ葉の会 (膠原病友の会)	平成26年度 (月1回開催)	自主活動している。 必要時保健師参加 患者交流会等	32人

## 2. 平成26年度実績



### ④ 難病に関する研修会

- 難病患者・家族医療講演会・相談会

年 月	活 動 内 容	講演会	相談会
平成26年 11月8日	内容:網膜色素変性症とロービジョンケア 講師:中部徳州会病院 眼科医長 翁長 正樹 氏	15人	2人

- 難病法施行に伴う医療機関への説明会

月 日	内 容	参加人数
平成26年 10月17日	内容:難病新法の概要説明、申請事務について等 講師:薬務疾病対策課 山内 美幸 氏	25人

# 3. 平成27年度予定



- ①特定医療費助成に関する手続
  - 新規・更新申請の受付・受給者証交付
- ②難病に関する相談対応
  - 申請時の相談・保健師等による訪問相談
- ③患者交流会
  - 現在活動中の交流会:3団体
- ④難病に関する研修会
  - 難病患者・家族医療講演会・相談会
- ⑤関係者との連絡会(事例検討会)
  - 難病対策地域協議会の開催を予定

ご清聴ありがとうございました



# 廃棄物の不適正処理の 事例について

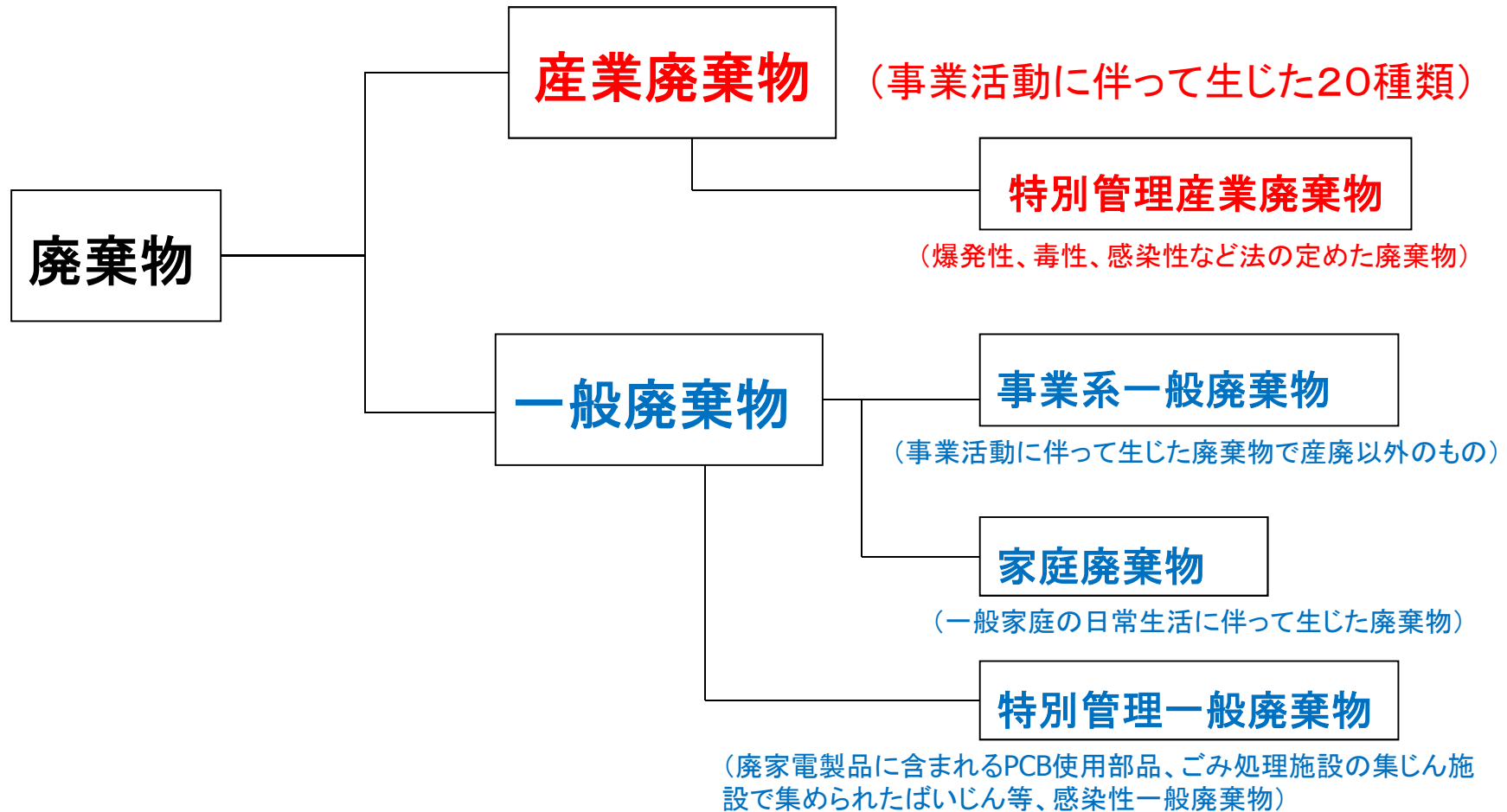
平成27年8月 宮古保健所運営協議会  
宮古福祉保健所 生活環境班

# 内 容

1. 廃棄物の定義
2. 廃棄物の不適正処理事例
3. 廃棄物不法処理防止ネットワーク



# 1. 廃棄物の定義



## 2. 廃棄物の不適正処理事例

### ① 野外焼却

(建設業者、農家、個人による野外焼却が目立つ)

### ② 不法投棄

(宮古島は県全体の不法投棄の60%以上<平成25年度>を占める)

# 廃棄物の不適正処理事例

## ① 野外焼却

(建設業者、農家、個人による野外焼却が目立つ)





**野外焼却  
(建築現場)**

**野外焼却  
(型枠事業者)**



# 野外焼却の禁止

法第16条の2に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

⇒違反した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科させられることがあります。

## 政令(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。	具体的な事例
一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き(河川管理者)、道路側の草焼き(道路管理者)、漂着物等の焼却(海岸管理者)
二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策、又は復旧のための必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わらの焼却(著しい支障を生じる廃タイヤ焼却は不可)
三 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんど焼き(正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事)、塔婆の供養焼却
四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかったゴミの焼却
五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤー <sup>7</sup>

# 廃棄物の不適正処理事例

## ②不法投棄

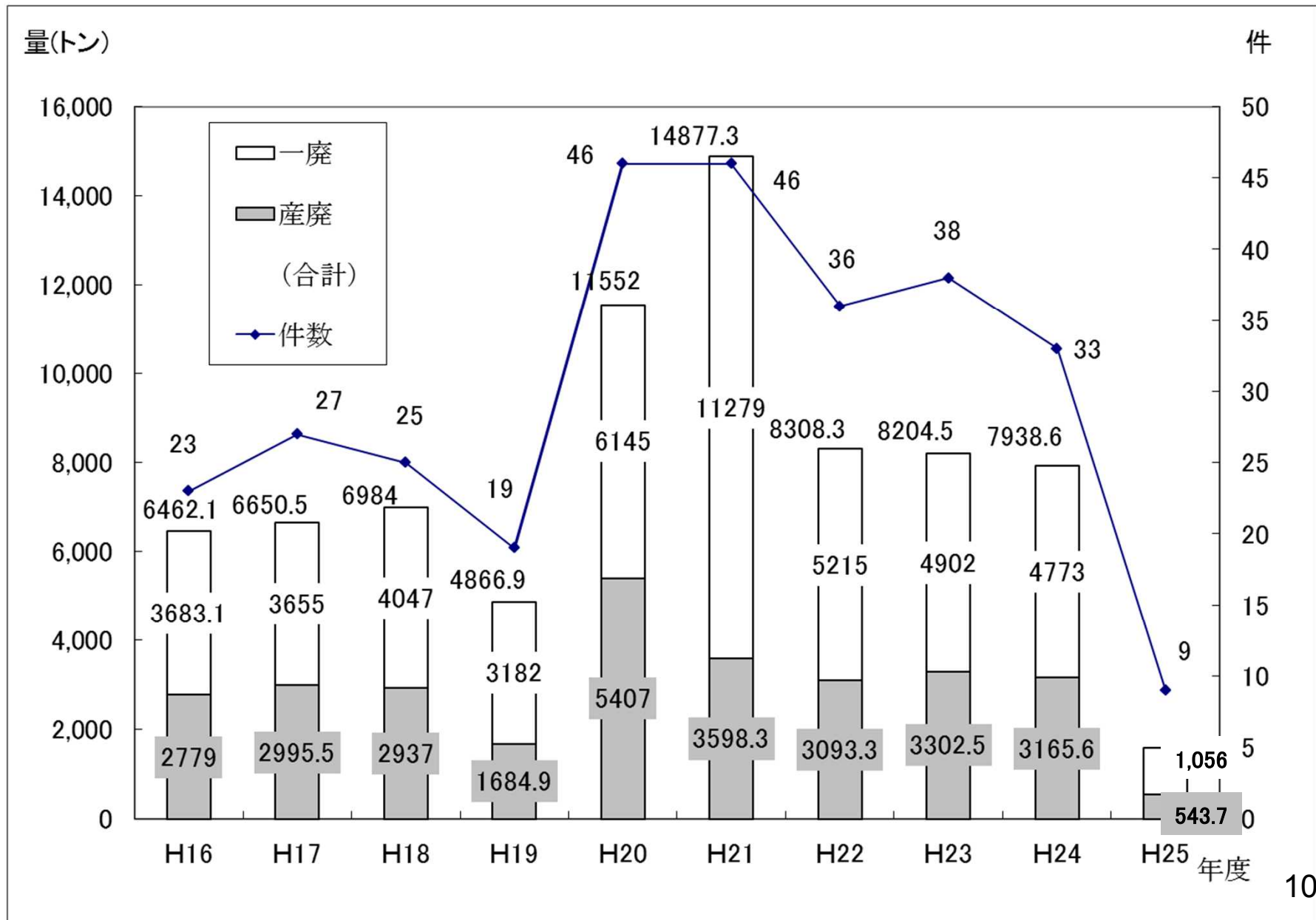
(宮古島は県全体の不法投棄の60%以上を占める)



# 保健所管内別不法投棄状況(H25)

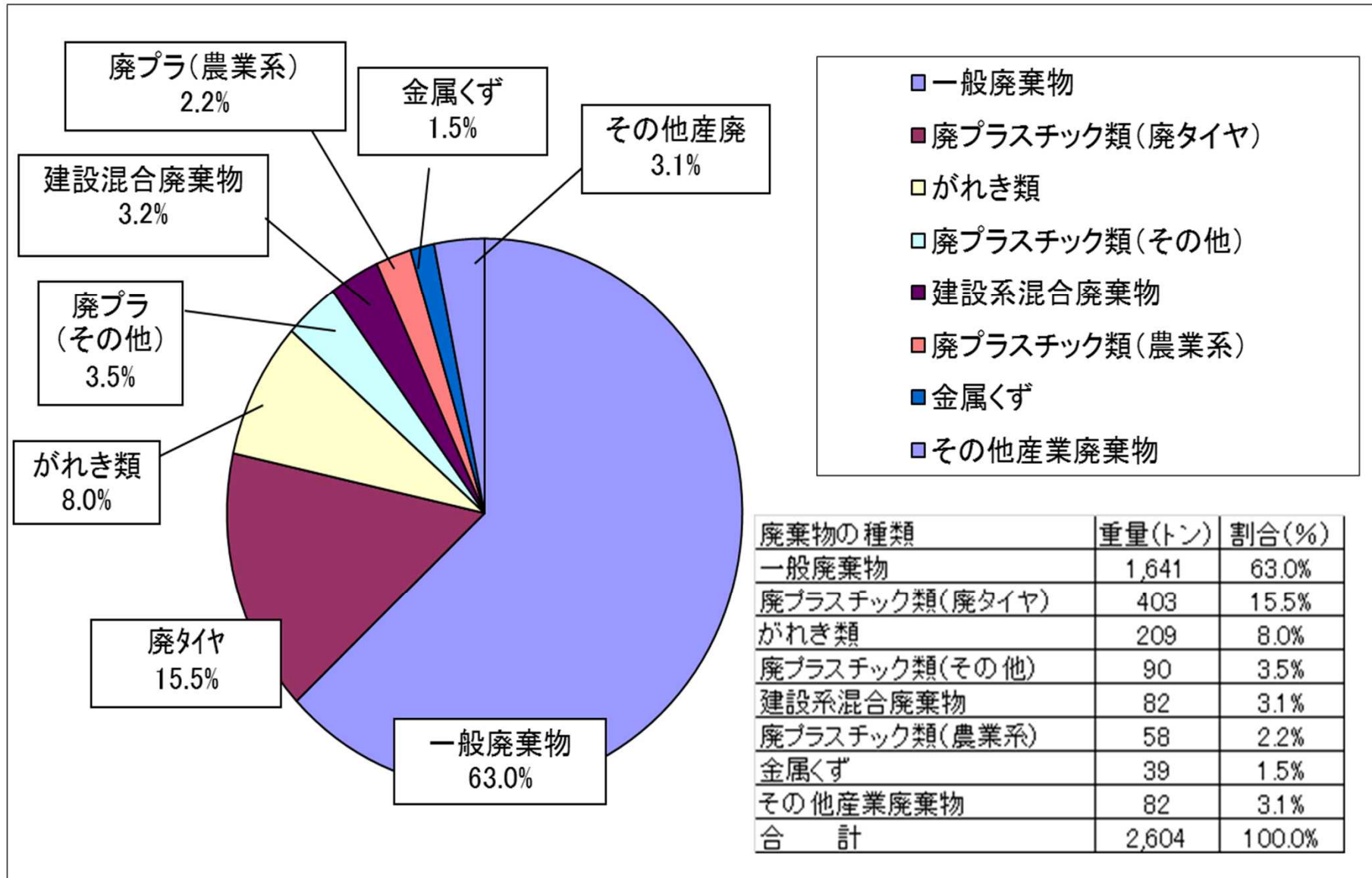
保健所名	件数	件数における割合(%)	産業廃棄物(t)	一般廃棄物(t)	合計(t)	重量割合(%)
北部	25	26.1	160	366	526	20.2
中部	10	10.4	162	16	178	6.8
南部	37	38.5	90	148	238	9.1
宮古	9	9.4	544	1,056	1,600	61.5
八重山	13	13.5	7	47	54	2.1
那覇市	2	2.1	0	7	7	0.3
合計	96	100	963	1,640	2,604	100

# 不法投棄総重量の推移(宮古保健所管内)





# 沖縄県内の不法投棄の状況(平成25年度)





**不法投棄  
(剪定木と建設系木くず)**

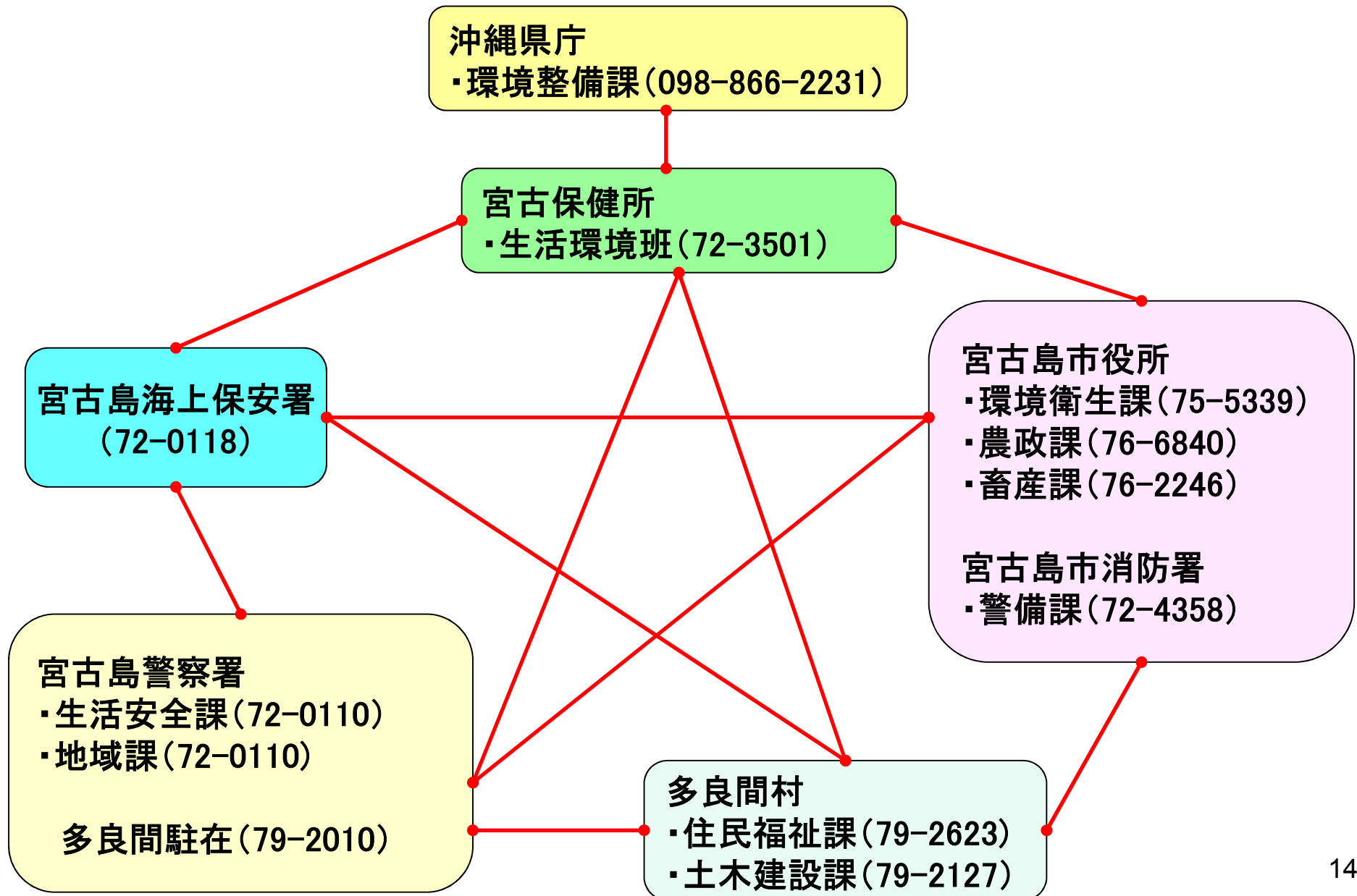


**不法投棄  
(農業用廃ビニール)**

# 廃家電不法投棄状況



# 3. 廃棄物不法処理防止ネットワーク



# ごみ不法投棄等県下一斉パトロール実施概要

## 1. 目的

県及び関係機関が合同で一斉にパトロールを実施することにより、廃棄物の不法投棄の防止及び不適正処理の防止を図る。

## 2. 実施日

全国ごみ不法投棄監視ウィーク(5月30日～6月5日)期間中

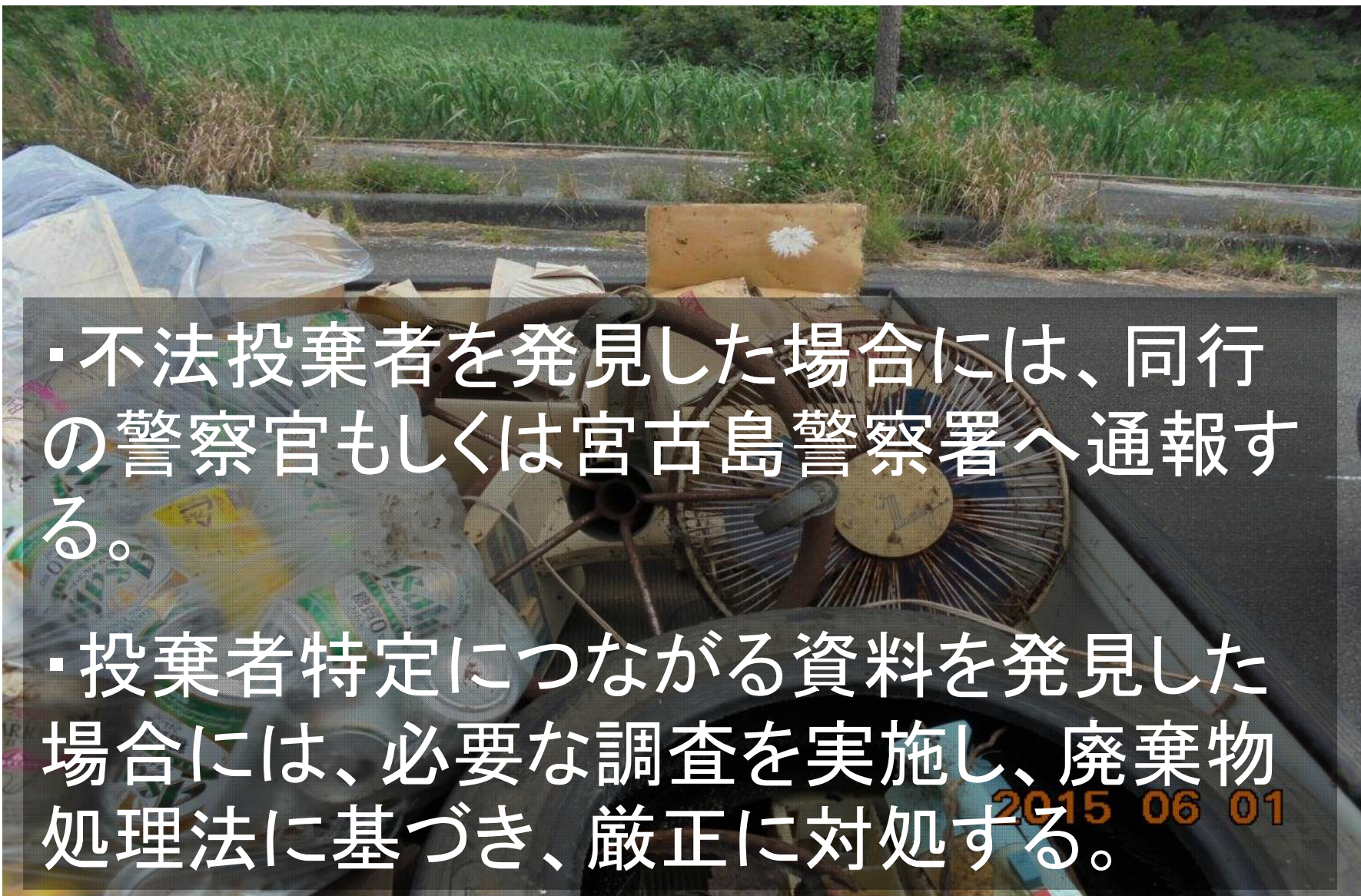
## 3. 参加機関

宮古島市(環境衛生課、畜産課、農政課)、宮古島警察署、第11管区海上保安本部宮古島海上保安署、宮古島市消防署、(社)沖縄県産業廃棄物協会会員、宮古保健所

## 4. 実施方法

- ・参加機関が合同でパトロールを実施する。
- ・投棄されたゴミから、投棄者を特定することを念頭において、不法投棄物の撤去を実施する。

## 5. 不法投棄者等発見時の対応



# 平成27年度 不法投棄等一斉パトロール

実施日：平成27年6月1日（月）

**1. 出発式（保健所玄関前）**

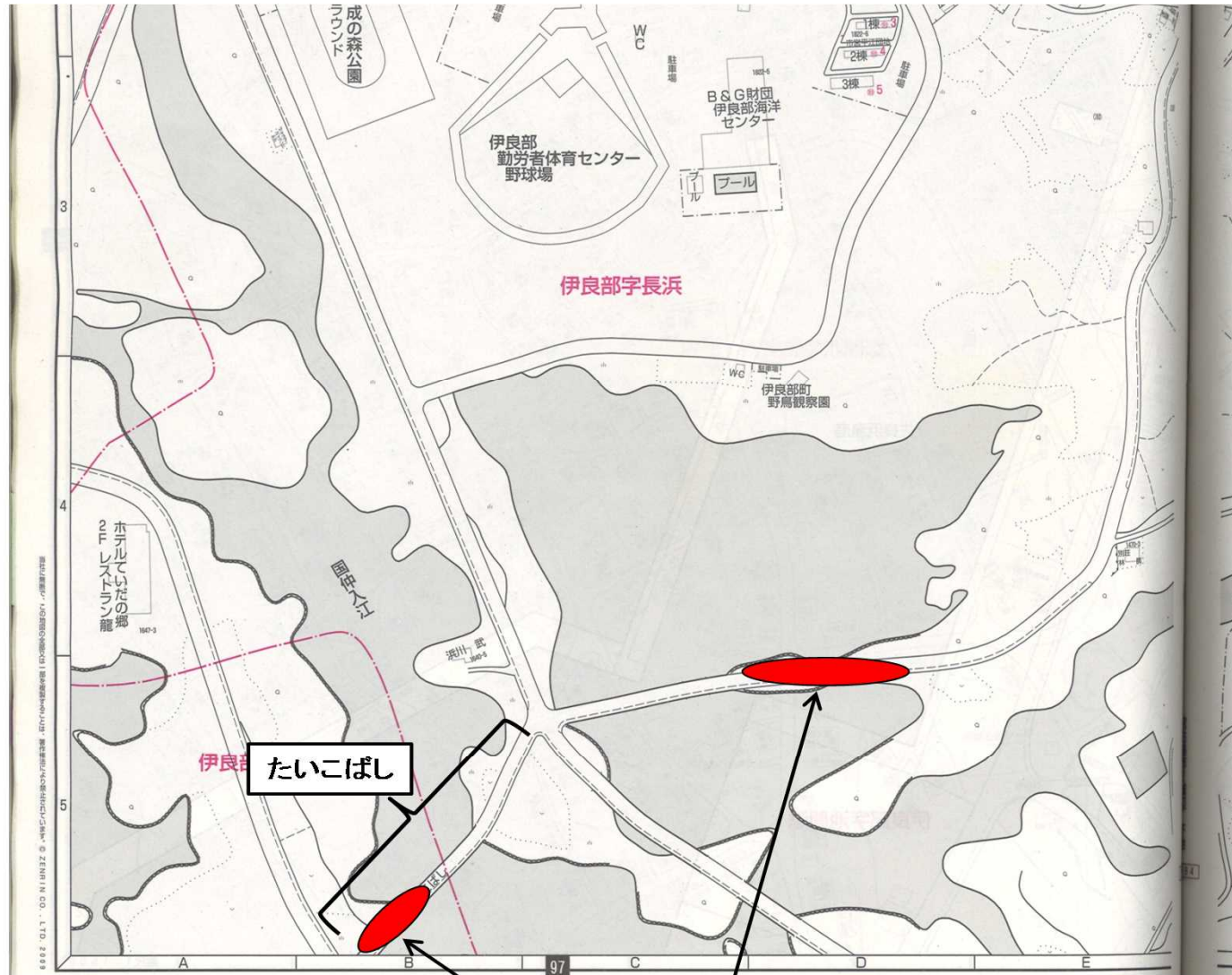
**2. パトロール地点**

⇒伊良部長浜のたいこばし沿い 2地点

**3 参加人数 32名**

**※不法投棄物の撤去作業まで行う。**

# パトロール箇所



パトロール及びごみ撤去箇所






2015 06 01





2015 06 01

# 実施結果

- 
- ・不法投棄開始時期：不明
  - ・産業廃棄物：0.15m<sup>3</sup>  
(廃タイヤ3本、バッテリー1個等)
  - ・一般廃棄物：粗大ごみ0.08m<sup>3</sup>  
(テレビ2台、扇風機2台)  
粗大ごみ以外0.9m<sup>3</sup>  
(家庭ごみ、空き缶等)
- ⇒重量で約1tの不法投棄物を撤去

# 今年度の計画

## 【立入検査等】

排出事業者への立入検査 年60回

産業廃棄物処理業者への立入検査 年100回

※廃棄物監視指導員を設置し、監視パトロールを強化している。

## 【講習会等】

6/1:ごみ不法投棄等一斉パトロール

7/30:廃棄物不法処理防止ネットワーク会議

8月:廃棄物適正処理に関する講習会

(工事発注者、排出事業者向け)

2月:産業廃棄物優良化研修会

(産業廃棄物処理業者向け)

ご静聴ありがとうございました。

# 地域医療構想について

保健所運営協議会  
平成27年8月6日(木)  
宮古福祉保健所 総務企画班



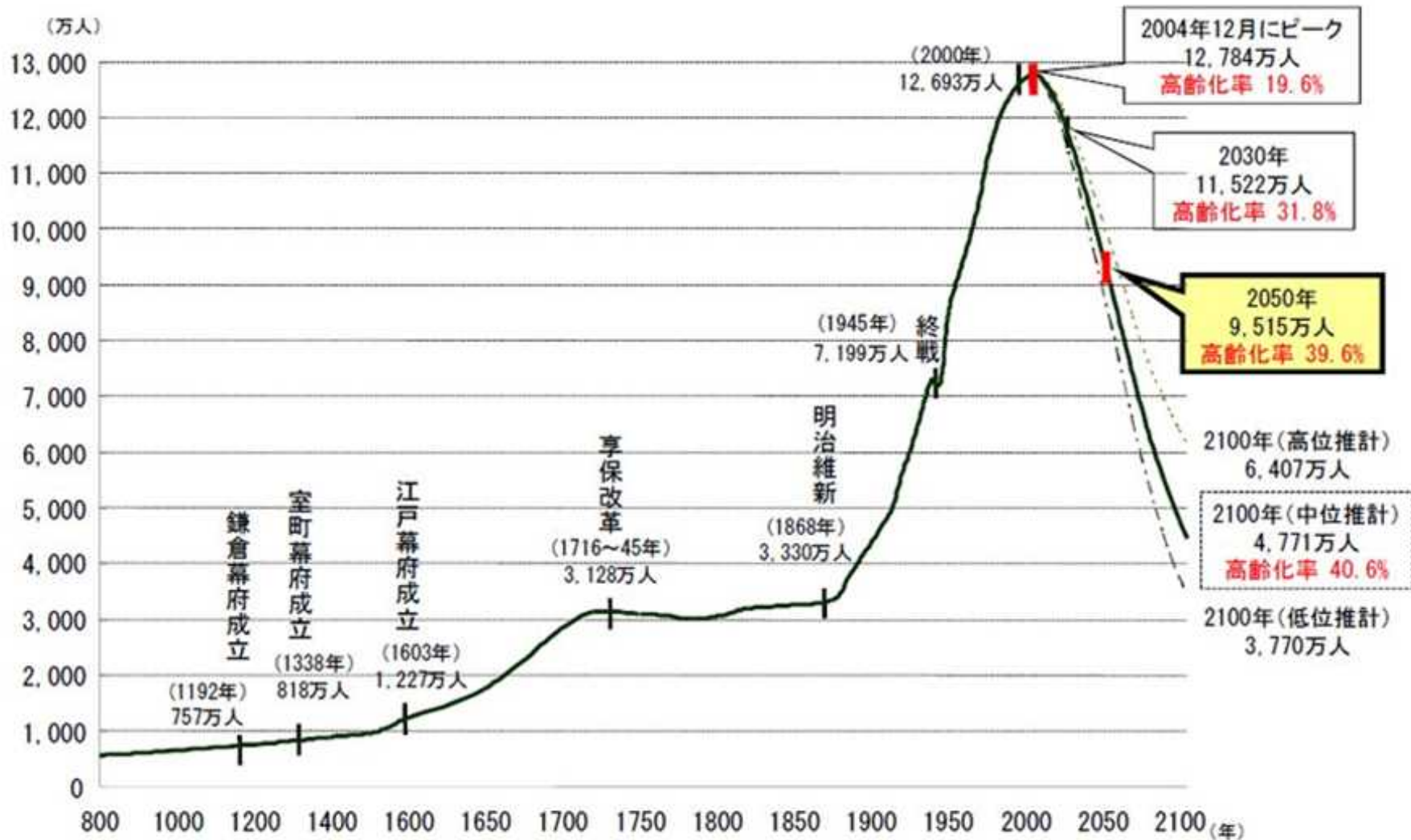
# 本日の内容



1. 2025年に向けた課題(地域医療構想策定の背景)
2. 地域医療介護総合確保推進法について
3. 病床機能報告制度と地域医療構想について
4. 地域医療構想策定の体制及び会議の役割(案)について
5. 地域医療構想決定までのスケジュール(案)について



# 日本の人口の推移（平成24年）

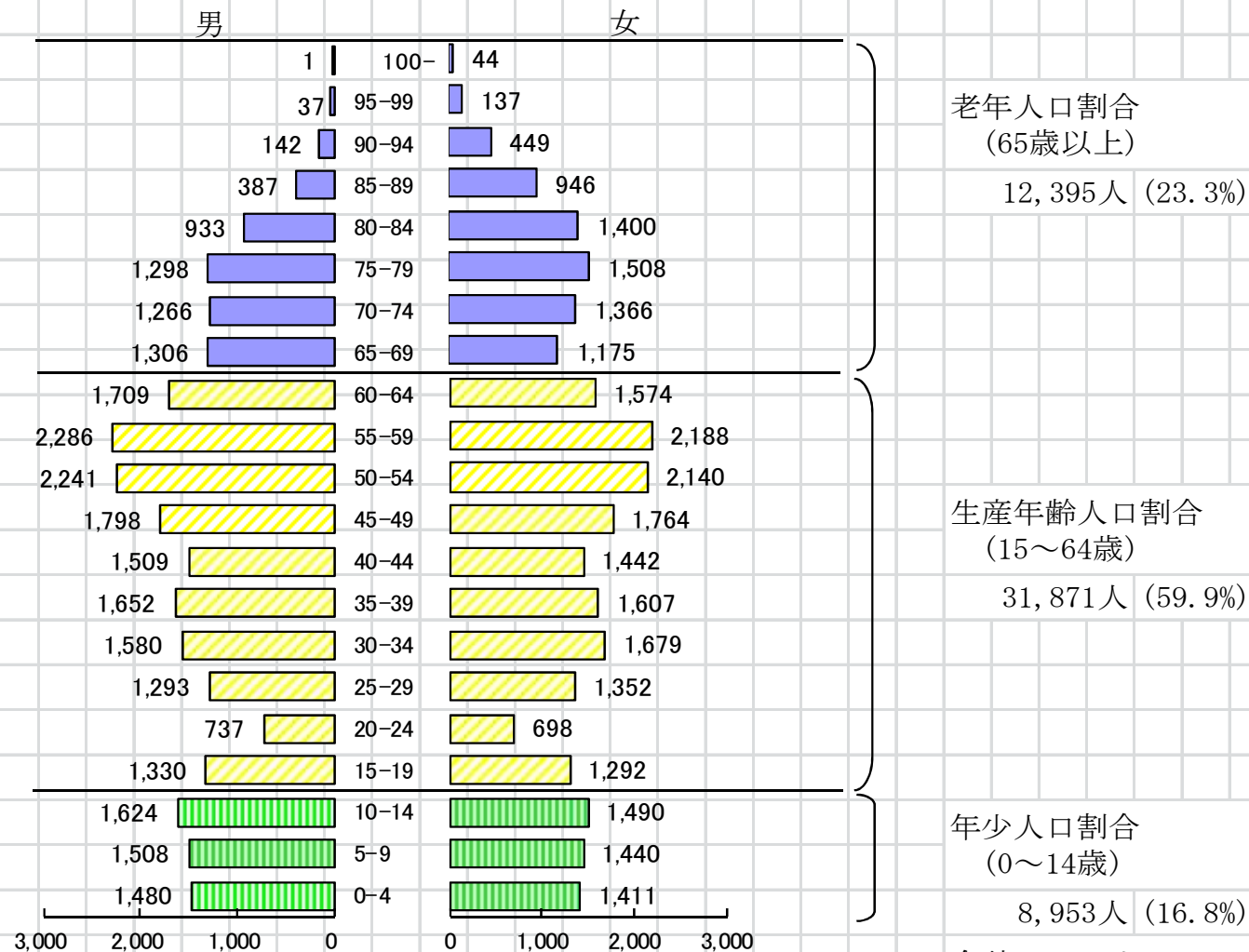


（出典）総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、同「平成12年及び17年国勢調査結果による補間推計人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」（1974年）をもとに、国土交通省国土計画局作成

# 宮古管内年齢5歳階級別人口構成割合(平成22年)



ウ 年齢5歳階級別人口構成割合(管内・男女別)



老年人口割合  
(65歳以上)  
12,395人 (23.3%)

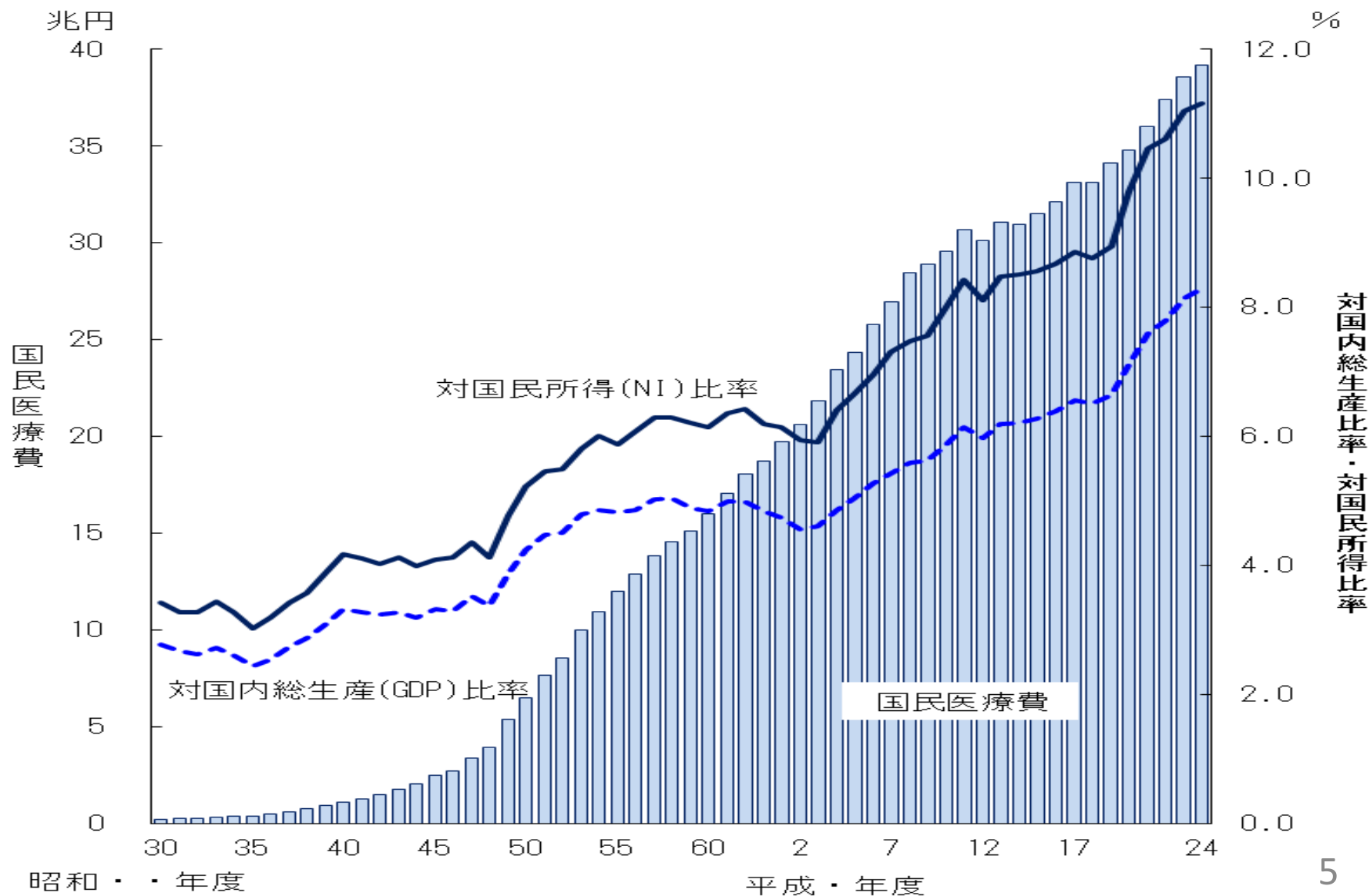
生産年齢人口割合  
(15~64歳)  
31,871人 (59.9%)

年少人口割合  
(0~14歳)  
8,953人 (16.8%)

合計53,219人 (注)年齢不詳を除く。

※平成22年国勢調査人口等基本集計第4-3表から作成

# 国民医療費の推移（平成24年）



# 年齢階級別 1人あたり医療費 (平成22年)

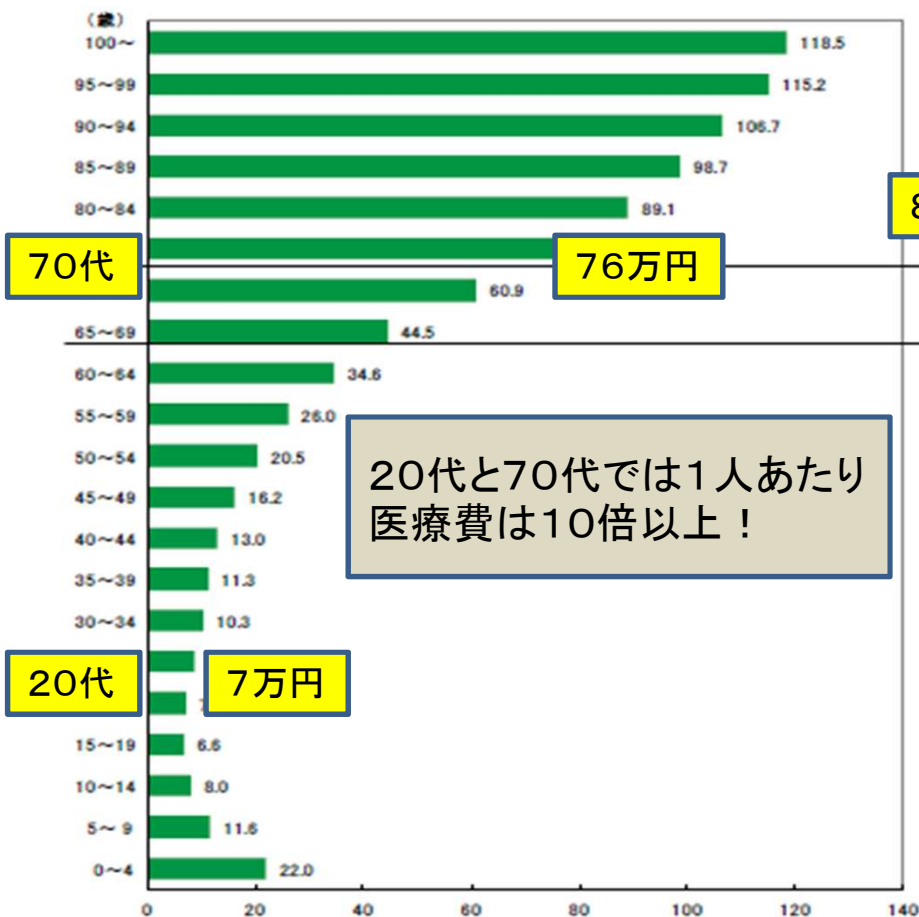


## 年齢階級別1人あたり医療費(平成22年度)(医療保険制度分)

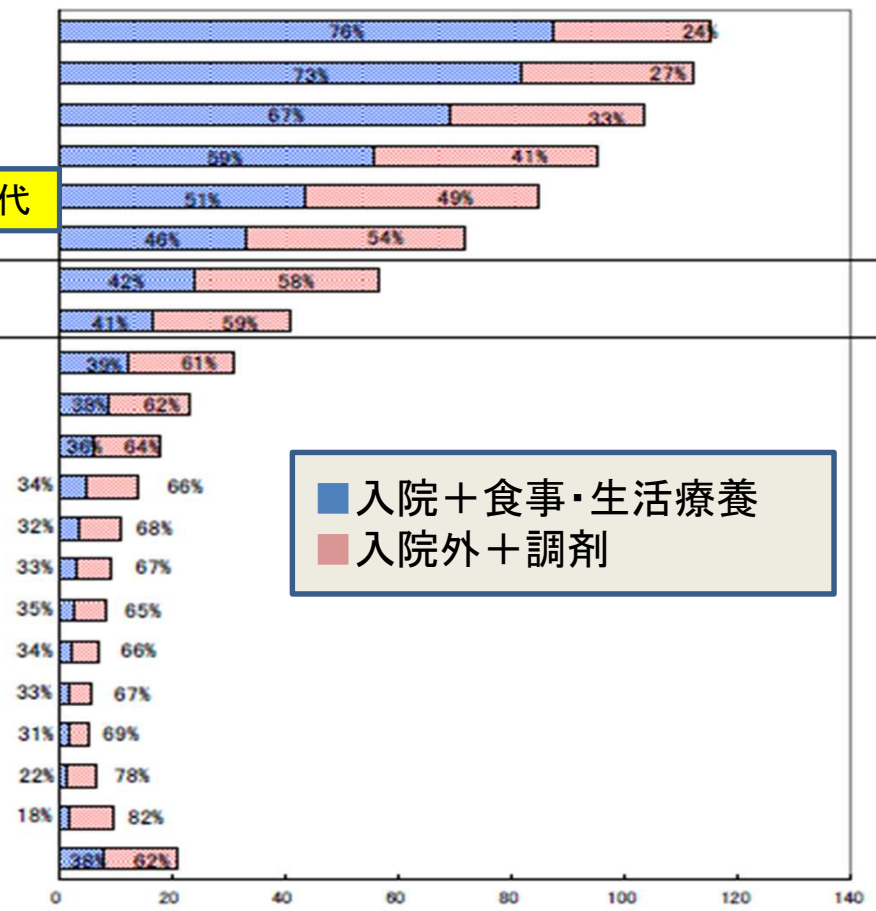
1人あたり医療費を年齢階級別にみると、年齢とともに高くなり、70歳代までは外来(入院外+調剤)の割合が高いが、80歳代になると入院(入院+食事療養)の割合が高くなる。

(医療費計)

(医科診療費)



80代



20代と70代では1人あたり医療費は10倍以上！

■ 入院+食事・生活療養  
■ 入院外+調剤

※ 「医療給付実態調査報告」(厚生労働省保険局)等より作成 (万円)

# 2025年（現在から10年後）に向けた 課題点の整理



- (1) 人口構成比率が変化し、国民の高齢化が進展**
  - 疾患を有する高齢者が増加し、医療と介護の需要が増大
- (2) 世帯構成比率が変化し、高齢者のみの世帯が増加**
- (3) 現行の社会保障体制では変化に対応できない**
  - 限られた医療・介護資源を有効に活用する仕組みが必要
- (4) 地域によって人口構成比率や医療需要に差違**
  - 地域の事情が違い、国一律の医療改革を行うことに限界がある

# 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(概要) (平成26年法律第83号 ※6月25日公布)



- (1) **医療と介護の連携を強化する総合確保方針を厚生労働省が策定**
  - － 医療提供体制と介護保険事業の実施を総合的に確保するための基本方針
- (2) **消費税増収分を活用した新たな財政支援制度を設置**
  - － 都道府県が地域の実情に応じた事業を実施するための基金
- (3) **2025年をめざす地域医療構想を各都道府県が策定**
  - － 将来の医療需要、目指すべき医療提供体制、これを実現するための施策
- (4) **地域医療構想を達成するため「協議の場」を地域ごとに設置**
  - － 将来目指すべき地域の医療提供体制や解決すべき課題について関係者で協議
- (5) **医療を適切に受けるよう努めるとした国民の責務を明示**
  - － 医療機関が提供する医療の機能に応じて、医療機関を適切に選択する責務

# 2025年に目指す姿 1 : 効率的かつ質の高い医療提供体制の構築



## 医療機関の医療機能の分化・連携の推進

「病床機能報告制度」によって医療機関から報告される情報と、都道府県による「地域医療構想」の策定を通じ、地域の医療提供体制の現状と医療機能ごとの将来の病床数の必要量を明らかにします。これらを地域の医療機関等で共有した上で、将来の必要量の達成を目指し、「協議の場」において協議を行い、自主的に医療機関の分化・連携を推進します。

高度急性期病院



急性期病院



回復期病院



慢性期病院



高度で質の高い医療と手厚い看護

病状に応じた集中的なリハビリ

長期の療養

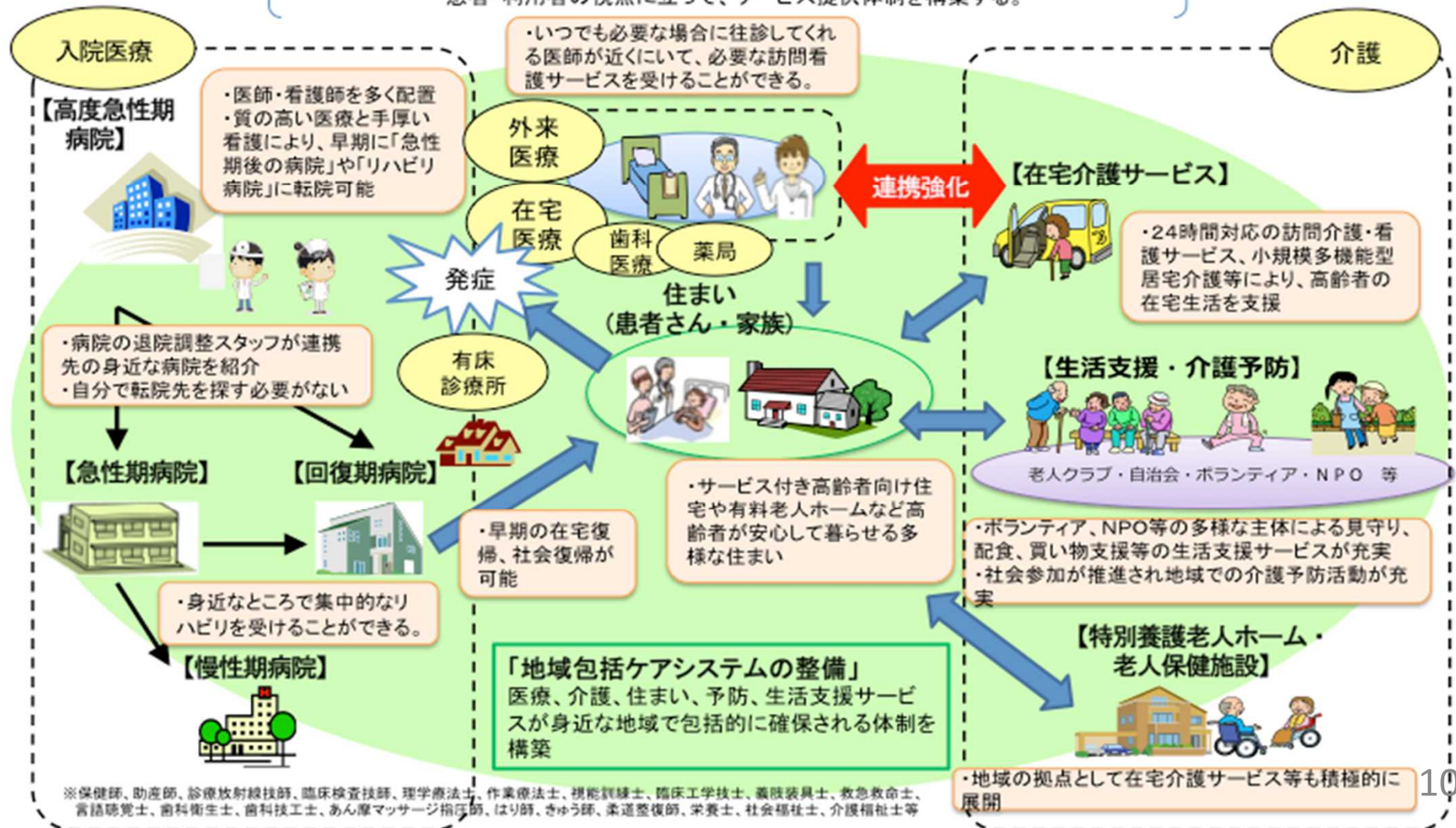
医療機関による自主的な取組みと相互の協議により、医療機能の分化・連携を推進

# 2025年に目指す姿 2 : 地域包括ケアシステムの構築



## 医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職※の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。





# 病床機能報告制度と地域医療構想の策定

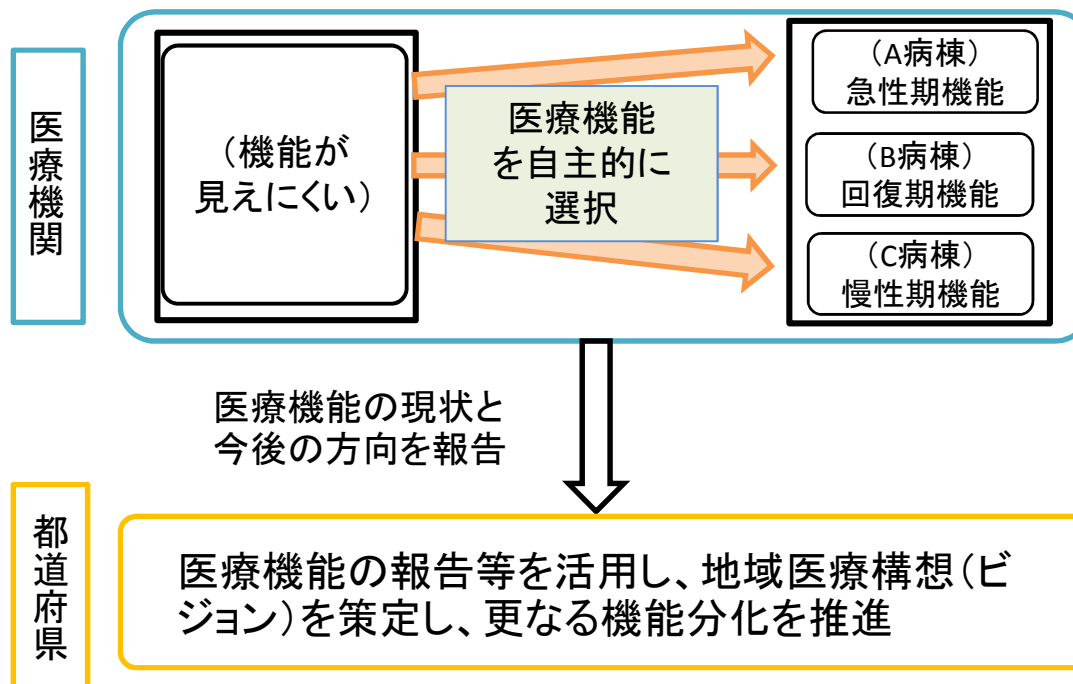


## ○病床機能報告制度(平成26年度～)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な取組みを進める。

## ○地域医療構想の策定(平成27年度～)

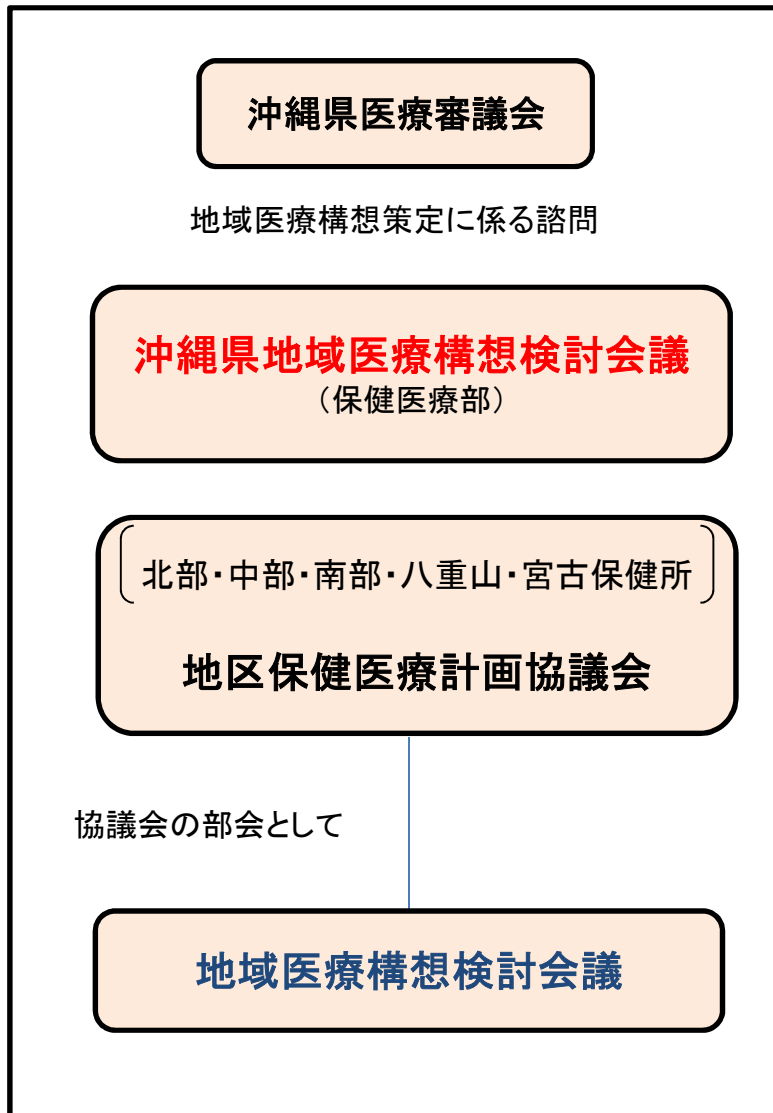
都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想を策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。



# 地域医療構想策定の体制及び会議の役割（案）



## 地域医療構想策定の体制（H27～）



### ■ 沖縄県地域医療構想検討会議

【役割】県としての方向性、構想区域をまたぐ事項の検討

- (1) 地域医療構想作成に係るデータの分析と検討
- (2) 構想区域間の流出入を踏まえた医療供給体制の検討
- (3) 構想区域の設定
- (4) 構想区域ごとの必要病床数の推計
- (5) 県域をまたぐ流出入がある場合の検討

### ■ 各圏域ごとの地域医療構想検討会議

【役割】

- (1) 沖縄県地域医療構想検討会議で検討した各圏域ごとの構想の案についての意見
- (2) 将来の医療提供体制確保のための施策についての意見、提案 等

※構想策定後は協議の場へ移行

# 地域医療構想決定までのスケジュール（案）



- 平成27年 8月 第1回沖縄県・圏域別地域医療構想検討会議  
(以降翌年3月までに、県検討会議5回、圏域別検討会議を3回開催予定)  
・検討の進め方、医療提供体制の現況、必要病床数の推計、素案の調整等
- 平成28年 3月 構想(案)とりまとめ
- 4月 医療法に基づく意見照会(市町村、保険者協議会)
- 5月 医療審議会への諮問
- 6月 パブリックコメント
- 7・8月 意見集約(対応方針検討、調整)
- 9月 **【地域医療構想の決定】**(医療審議会での答申)
- 10月以降 地域医療構想実現に向けて推進  
～



ご静聴ありがとうございました

